

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
4月1日（月）	危機管理政策課	088-621-2708	宮内・木村

## 危機管理会議の開催結果について

以下のとおり危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：平成25年4月1日（月）15時00分～15時20分
- 2 場 所：県庁3階特別会議室
- 3 出席者：政策監、危機管理部長、各部局主管課長ほか 計19名
- 4 協議事項：新年度の危機管理体制について

### 5 協議概要

- 危機管理部より、別添資料に基づき、「危機管理会議の概要」、「当面の活動」、「会議の招集方法」等について説明を行った。
- 新潟県見附市で死亡したオオハクチョウが、高病原性鳥インフルエンザに感染している疑いがあることから、確定検査で「陽性」となった場合の本県の対応について確認した。
- 会議の最後に、政策監から、以下の指示があった。

危機管理会議は平成16年度から設置した常設の組織であり、危機事象の大小に応じ、対策本部会議や危機管理連絡会議などの対応を行っている。

危機事象への的確な対応を図るためには、休日・夜間を問わず24時間体制となる場合もある。県民の生命、身体及び財産を守るんだという強い使命感をもって、この1年対応を図るように。そのため、改めて4点指示する。

#### 【政策監指示事項】

- ① 初動体制の確保  
危機事象発生時の対応は、初動が極めて重要である。そのため、
  - ・ 県として対応すべき危機事象の発生を覚知した場合には、直ちに、危機管理部に連絡すること。担当課だけで判断できない場合もあるので、連携を図ること。
  - ・ 緊急を要する場合には、直接、私に連絡すること。
 を徹底するとともに、危機管理部では、連絡を受け危機管理体制を構築すること。
- ② 全庁挙げた対応の徹底  
危機事象対応は、危機管理部や特定の部局だけが行うのではなく、全庁を挙げて連携して対応を行うことについて、再度徹底を図ること。
- ③ 想定外の事象への対応  
常に訓練等を通じて、想定外の事象へも対応できる能力を培うこと。
- ④ 危機管理調整費の活用  
危機管理調整費の活用が必要と思われる事案が発生した場合には、早目に事務局に相談し、初動体制に遅れのないようにすること。

【別添】危機管理会議配付資料